

小規模事業資金

三重県内の取扱金融機関、商工会、
商工会議所、三重県信用保証協会、
及び三重県が協調し、小規模事
業者に対する金融の円滑化を図
り、その経営内容の向上を支援す
ることを目的とした制度です。



ポイント
1

保証限度額
2,500万円

ポイント
3

一般保証より
信用保証料率が
優遇!

ポイント
2

低利な
固定金利で
資金調達が可能!

小規模事業者の
皆さまを
全力でサポートします!

ご注意

※保証申込には審査がございます。審査の結果、お客様のご希望に添えないこともあります。
※金融あっせん屋等の第三者が介入した保証申込は固くお断りします。
※反社会的勢力とは取引いたしません。



小規模事業資金の概要

一般扱いその1

一般扱いその2

資格要件

県内に主たる事業所を有し、別に定める業種に属する同一事業を引き続き一年以上営んでおり、かつ、事業税等県税を完納している小規模事業者であって、商工会又は商工会議所の指導を受けている者。

NPO法人については、経営指導を受けていることを要件としません。

貸付利率

1.60%(固定)^{※1}

1.70%(固定)^{※1}

一部の市・町では利子補給があります。

保証期間

運転資金5年以内
設備資金7年以内

運転資金7年以内
設備資金10年以内

いずれも据置期間なし。

保証料率

0.45%~1.50%^{※2}

0.45%~1.60%^{※2}

- ・担保提供がある方や会計参与設置会社であることを報告いただいた方は、保証料を各々0.1%割引きます。
- ・三重県中小企業融資制度により、信用保証協会所定の料率から、一部料率区分で優遇されています。
- ・一部の市・町では別途保証料の補助が受けられます。

保証限度額

2,500万円^{※3}

返済方法

元金均等毎月返済

保証人

必要に応じて徴求する。
ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

※1 上記は「一般扱いその1」「一般扱いその2」の場合であり、その他「みえ経営向上支援扱い」「過疎・東紀州地域扱い」「商工貯蓄共済制度加入者扱い」「中小企業倒産防止共済加入者扱い」「特別小口扱い」「再成長支援扱い」があり、内容が異なりますので、ご注意ください。

※2 「特別小口扱い」の保証料率は、一律0.6%となります。

※3 「商工貯蓄共済制度加入者扱い」の保証限度額は1,500万円、「特別小口扱い」の保証限度額は2,000万円となります。

お問い合わせ・ご相談は、商工会または商工会議所、金融機関もしくは三重県信用保証協会まで

本店

〒514-0003
津市桜橋3丁目399番地
TEL 059-229-6014
FAX 059-229-6344



四日市支店

〒510-0085
四日市市諏訪町4番5号
四日市諏訪町ビル5階
TEL 059-353-9161
FAX 059-354-2046

